

## 国民経済計算と分布統計の体系

野 田 孜

はじめに

新 SNA の略称で呼ばれる国際連合の「国民経済計算」(United Nations, *A System of National Accounts*, New York, 1968) のフレーム・ワークに即して, わが国の新しい国民経済計算の統計が公表されてから 4 年を経過した。この間, SNA のフレームに即した統計の精緻化と並行して, SNA 体系の深化と拡大の動きが進捗していた。第 1 に, 時間的, 国際的比較の体系化についての開発, 第 2 に, 実物資本および金融請求権のストックに関するデータの整備・充実である。さらに第 3 として, SNA の目指す分析視野と方法を, 経済統計から社会統計へ拡大しようとする SSDS (System of Social and Demographic Statistics) の構想がある。

ところで, SNA と SSDS を連結する一つの体系として, 「所得, 消費と蓄積の分布体系」がある。所得, 消費と富の形成と分配の過程を SNA を補完する体系として拡充する試みは, 国連の統計局およびヨーロッパ統計専門家会議を中心として研究・討議が進められ, 1977年に「家計の所得・消費・蓄積に関する分布統計」(以下, 分布統計ガイドラインと略称)としてまとめられた。<sup>(1)</sup>

---

(1) United Nations, *Provisional Guidelines on Statistics of the Distribution of Income, Consumption and Accumulation of Households*, Studies in Methods, Series M, No. 61, 1977.

本稿では、国連が各国に提示した分布統計ガイド・ラインが目指している分析視点を概観し、この体系をわが国において実際に適用、推計するうえでの問題点を明らかにすることを意図するものである。

## 1. 分布統計の構造

分布統計ガイド・ラインは、(1)住民の経済的福祉を計測し、福祉指向の政策を推進すること、および、(2)所得・財政政策を策定し、経済開発を図るとともに、その評価を行うこと、という2つの目的を持って策定された<sup>(2)</sup>。この目的を達成するためには、各家計および個人の社会経済的性格から分類された、所得の形成・処分の主要段階でのデータが必要不可欠となる。しかも、分布統計の作成にあたっては、その実際の用途にてらしてSNAの科目の定義を修正する必要があるが、定義の差以外には、所得、消費、蓄積に関する集計値が一致するように、国民経済計算データとの整合性を図ることが基本となる。

それでは、ガイド・ラインは、所得の形成と分配、および消費の過程をどのように捉えようとするのか。次の5つの段階によって特徴づけられている。第1段階は、経済活動から発生する第1次所得(primary income)——雇業者所得と財産所得——を消費者に分配する段階である。第2の段階は、このように分配された第1次所得を種々の形態の所得移転を仲介として「利用可能所得」(available income)に転換する段階である。この利用可能所得は、ふつう可処分所得と呼ばれている概念と同一であって、最終消費支出と貯蓄の源泉となる所得をいう。第3の段階は、利用可能所得を、最終消費支出と貯蓄に分解する段階である。第4の段階は、貯蓄を資金源泉として富の形成が行われる段階であり、第5の段階は、最終消費支出に対する資金源泉とそ

---

(2) United Nations, *op. cit.*, 第1章

の構成を示す段階である。ガイド・ラインはこれらの段階に対応して、必要な分類を8つに分けて提示している。それらは、(1)各形態の所得の大きさ、(2)貯蓄の大きさ、(3)年令と性別構成、(4)社会階級、(5)経済活動と職業の分類、(6)教育段階、(7)稼得者数、(8)世帯人員数、に関するものである。

所得の形成と分配ならびに消費の過程は、これらの5つの段階と8つの分類とを組合せることによって、個人または家計を対象とするミクロの勘定体系——あるいはミクロの経済計算の体系——として表現されることになる。

所得、消費と蓄積の分布の体系が、SNAの拡充に対して与えるメリットは、家計もしくは個人といった個別の行動主体に即してその経済循環を描写しようとするのであり、経済の循環を巨視的な水準で描くものではないことである。この意味において、所得、消費と蓄積の分布の体系はミクロの経済計算の体系であるといつてよい。SNAが経済循環の各過程の詳細な分類を徹底することのゆえに、巨視的に経済循環を叙述するシステムとして、その意図は一貫してマクロの経済計算の体系としての完成にあった。ところが、所得、消費と蓄積の分布の体系は、このようなマクロの経済計算の体系に対し、全く新しい経済計算の体系を提案したものであるといえる。この新しい経済計算体系の出現は、SNAの拡充だけでなく、広く国民経済計算体系の今後の動向に大きな影響を与えるものである。

提唱されている家計の所得、消費、蓄積の分布に関する統計は、家計による所得の受取および処分<sup>1</sup>の主要段階を描写するものであり、可能な限りSNAの諸勘定との整合性をもつように設計してある。ガイド・ラインが示す分布統計を、表1に勘定形式で記述する。この体系が非法人企業者を含む個人の全ての資本取引をも含んでいることに注意すべきである。

表1の勘定AおよびBは、家計所得の主要な形成段階および主要な処分を示したものであり、勘定Cは、住民総合消費 (total consumption of the population) および住民総合利用可能所得 (total available income of the population) が示されている。前者は、家計の経常的な支出に政府、民間非

A. 所得支出勘定 表 1 分布統計の勘定

|   |   |
|---|---|
| <p>4. 総合家計所得</p>  | <p>1. 第1次所得<br/>           (a) 雇用者所得<br/>               (i) 賃金・俸給<br/>                 a 現金<br/>                 b 現物<br/>               (ii) 社会保障および類似制度への雇<br/>                   主負担<br/>           (b) 生産組合構成員所得<br/>           (c) 非法人企業の租企業所得<sup>a1</sup></p> <p>2. 財産所得（受取）<br/>           (a) 所有者占有住宅帰属賃貸料<br/>           (b) 利子<br/>           (c) 配当<br/>           (d) 賃貸料</p> <p>3. 経常移転およびその他の給付受取り<br/>           (a) 社会保障給付<br/>           (b) 年金・生命保険の年金給付<br/>           (c) その他の経常移転</p> |
| 支 払   | 受 取   |
| <p>6. 直接税<br/>           7. 社会保障および年金基金負担<br/>               (a) 社会保障負担<sup>b1</sup><br/>               (b) 年金基金負担<br/>           8. 総合利用可能家計所得</p>       | <p>5. 総合家計所得</p>  |
| 支 払   | 受 取   |
| <p>10. 家計最終消費支出<br/>               (a) 現金<br/>               (b) 現物<br/>           11. 消費者負債利子<br/>           12. その他の経常移転（支払）<br/>           13. 粗貯蓄</p> | <p>9. 総合利用可能家計所得</p>  |
| 支 払   | 受 取   |

B. 資本調達勘定

|   |                        |
|---|------------------------|
| 16. 粗資本形成<br>(a) 所有者占有住宅<br>(b) その他<br>17. 債権純増 | 14. 粗貯蓄<br>15. 資本移転(純) |
| 支 払   | 受 取                    |

C. 住民の総合所得・消費勘定

|   |  |
|---|--|
| 4. 家計最終消費支出<br>5. 消費者負債利子<br>6. その他の経常移転(支払)<br>7. 一般政府最終消費支出の内、家計便益分<br>8. 民間非営利団体最終消費支出の内、家計便益分<br>9. 産業支出の内、家計便益分<br>10. 一般政府補助金、家計便益分 | 1. 総合利用可能家計所得<br>2. 一般政府、民間非営利団体、産業の家計便益支出による帰属分(7+8+9+10) |
| 11. 住民総合消費<br>12. 粗貯蓄   | 3. 住民総合利用可能所得  |
| 支 出   | 受 取  |

a) 準法人企業の企業所得からの引出しを含む。

b) 勘定Aの1(a), 4, 5, 8, 9が雇用者所得を賃金・俸給のみで計上しているならば、7(a)には雇主が雇用者に代わって行う負担額が除外されていなければならない。

営利団体、企業が家計に無料で提供する財貨・サービスを加えたものであり、後者は、総合利用可能家計所得に無料で提供された財貨・サービスを加えたものである。この2つの概念は、SNAでは使われていないが、中央計画経済体制における国民経済計算の体系であるMPSには示されており、両体系の整合性を意図するものの一環である。

ガイド・ラインで提示されている分布統計の諸概念と、SNAの諸概念との関係は、表2に整理してある。これら概念の違い、およびその調整項目は、

表2 所得分布統計およびSNAにおける項目の定義の比較

| 分 布 統 計                                  | S N A 概 念 へ の 調 整 項 目   |
|--|---|
| A. 所得支出勘定の項目                             |   |
| 1. 第1次所得（固定資本減耗こみ）                       |   |
| (a) 雇用者所得                                |   |
| (i) 賃金・俸給                                |   |
| (ii) 社会保障および類似制度への雇<br>主負担               | 加:<br>①年金・家族手当および類似制度への雇<br>主負担<br>②無基金年金・家族手当および類似制度<br>への雇主帰属負担       |
| (b) 生産者組合構成員所得                           |   |
| (c) 非法人企業の粗企業所得（準法人企<br>業の企業所得からの引出しを含む） | 減:<br>①非法人企業の固定資本減耗<br>加:<br>①所有者占有住宅帰属賃貸料（固定資本<br>減耗控除後）<br>②建物・設備の賃貸料 |
| 2. 財産所得（受取）                              |   |
| (a) 所有者占有住宅帰属賃貸料                         | 控除する；SNAでは企業所得  |
| (b) 利 子                                  | 加:<br>①生命保険・年金基金の持分に対する帰<br>属利子   |
| (c) 配 当                                  |   |
| (d) 賃貸料・利権料・特許料・著作権料等                    | 減:<br>①建物、設備の賃貸料；SNAでは企業所得  |
| 3. 経常移転およびその他の給付受取り                      |   |
| (a) 社会保障給付                               |   |

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| (b) 年金・生命保険の年金給付               | 減:<br>①有基金年金・生命保険年金; SNAでは資本調達勘定  |
| (c) その他の経常移転                   | 加;<br>①個人が購入したと考えられる, 一般政府, 民間非営利団体, 産業が個人に直接かつ個別に供与した財貨・サービスに対する公的当局の支払い                               |
| 4. 直接税                         |   |
| 5. 社会保障および年金基金負担<br>(a) 社会保障負担 |   |
| (b) 年金基金負担                     | 加:<br>①年金・家族手当および類似制度への雇主負担<br>②無基金雇用者福祉帰属負担  |
| 6. 家計支出<br>(a) 最終消費支出          | 加:<br>①生命保険および年金基金取引に関するサービス料<br>②個人が購入したと考えられる, 一般政府, 民間非営利団体, 産業が個人に直接かつ個別に供与した財貨・サービスに対する公的当局の支払い相当額 |
| (b) 消費者負債利子                    | 控除する; 負の財産所得として表示されている  |
| (c) その他の経常移転 (支払)              |   |
| B. 資本調達勘定の項目                   |   |
| 7. 資本移転 (純) (生命年金を除く保険給付を含む)   | 減:<br>①生命年金を除く損害および生命保険給付   |
| 8. 粗資本形成                       |   |
| 9. 債権純増                        |   |

ガイド・ラインの第2章に詳述されているが、本表はそれをまとめたものである。われわれが、ガイド・ラインに提示された分布統計の趣旨を尊重しながら、実際の推計作業を行っていくためには、この概念調整が重要となる。

## 2. わが国への分布統計適用の課題

ガイド・ラインに示された分布統計の体系を具体的に作成する場合、その具体的作成方法の詳細は各国にゆだねるものであることを、国連は提案している。各国によって整備されている基礎統計の量も質も異なるし、国別に分政策上の問題点も多様であるからである。

そこで、わが国に適用可能な分布統計の推計方法を確立していくための接近方法には、2つの方向が考えられる。その第1は、国連のガイド・ラインにおいて提示されている枠組みを把握して、その意図のわが国への適用を理論的に検討していく接近である。このアプローチは、わが国における分布統計の表章形式の理想形を明らかにしようとするものとなる。第2は、第1とはむしろ逆の方法で、現実の統計の整備状況や推計作業の作業可能性などを整理して、その範囲でわが国なりの現実的な分布統計の表章形式を考えていくという方法である。もっとも望ましい推計手法は、この2つのアプローチを進めた結果を補完させながら、わが国で推計可能な分布統計の表章形式のプロトタイプを見出すことであろう。しかし、この望ましい方法では数多くの試行錯誤の過程が必要であり、あまりに作業がぼう大になりすぎる。

したがって、推計作業としてまずとるべき方法は、第2の方法であると考ええる。その場合にも、表章項目のなかで推計ができないという項目ははずすのか、ないしは何か新しい統計データが出現してくれば推計できると見込みがあれば、その項目は表章形式に取込んでおくのか、という選択の問題がある。また、何か新しい統計データなり、現行の基礎統計の表章項目や調査方法を変



更すれば推計できるということであれば、SNA が最終的に狙っているような各国の統計の整合性がとれるような統計システムに変えていくという方法もある。このようにステップとしてはいくつかの方法が考えられるが、基本的方向としてこの第2アプローチをとっていく。

わが国における分布統計体系を考えていく場合、どのような経済的・社会的課題を考慮にいれていくかが重要である。換言すれば、これからの日本で所得分布を考究しながら配慮していかなければならない政策的課題である。分布統計をどのような政策課題解明の基礎的情報に使うのかということである。

SNA 体系（補完体系を含めて）において、社会生活と最も密接に関連をもっているのは、所得と蓄積の分配と再分配を示す本稿の体系である。その体系は、今後のわが国のあり様を考えた場合、(1)高令化社会に対応した世代間、家計間の分配構造の把握、再分配政策の評価に役立つこと、(2)家計内部での稼得構造（所得構成）の変化や、それが分配に与える影響を把握できること、(3)予想される世帯構造の変化（単身世帯、三世帯世帯の増加など）とその分配への影響を把握できること<sup>(3)</sup>が重要であろう。

これらの目的をふまえつつ、分布統計の推計作業を行うのであるが、基礎となる統計の整備状況によって推計可能な範囲はある程度限られてくる。そこで次に、基礎統計に関する検討を行い、その結果に基づいてわが国の分布統計が当面の目標とすべき表章形式を検討する。

### 3. 基礎統計の検討

本節では分布統計の推計に必要な基礎統計の利用可能性について検討する。

---

(3) 2,000年頃までのわが国の経済社会の方向については、経済企画庁総合計画局編「2000年の日本—国際化、高齢化、成熟化に備えて—」経済審議会長期展望委員会報告、1982年、に詳しい。

わが国の基礎統計は非常に豊富であり、所得、支出などについての情報がえられる統計も多い。しかし、諸統計はそれぞれの調査目的に応じて調査項目や用語の定義がなされており、またサンプリングの方法やデータの蒐集方法もその統計の目的に適した方法をとっている。

わが国で家計の所得、消費、蓄積に関する分布統計を作成するとき、利用できる基礎統計の数は多い。所得項目、再分配項目、世帯数や世帯属性の把握が可能である統計を中心に列挙すれば次のものがある。

- 1) 国勢調査（総理府統計局）
- 2) 家計調査（同 上）
- 3) 全国消費実態調査（同 上）
- 4) 貯蓄動向調査（同 上）
- 5) 就業構造基本調査（同 上）
- 6) 労働力調査（同 上）
- 7) 賃金構造基本調査（労働省）
- 8) 民間給与の実態（人事院）
- 9) 税務統計からみた民間給与の実態（国税庁）
- 10) 農家経済調査（農林省）
- 11) 個人企業経済調査（総理府統計局）
- 12) 厚生行政基礎調査（厚生省）
- 13) 国民生活実態調査（同 上）
- 14) 再分配調査（同 上）

所得分布の問題を考える場合、その統計単位を、個人（所得者）ベースにとるか、世帯ベースで行うかがまず問題になる。前者は所得分配を機能的にみていくときには確かに利点がある。しかし、実際のデータを利用して、この線に沿った分析をしようとするときにはいくつかの困難に直面する。例えば、個人ベースでの勤労者の所得分布の資料として「賃金構造基本調査」を考えてみよう。このデータを使えば、個人ベースでの勤労者の勤労収入の分

布を知ることができる。しかし、この分布は各勤労者の収入分布を正確に表したもとはいえない部面がある。勤労者のある者は正規の就業以外の副収入を得ているであろうし、また財産収入を得ているであろう。また、このデータでは移転収入の入りこむ余地はない。このような困難性は、特に自営業主の所得分布を考える場合により顕著になる。農家の所得を複数の家族従業者に配分することはかなり大胆な仮定を置かねばならない。このような理由から、個人業主に関連のある個人ベースの所得分布統計は、税務統計を除いてほとんど存在しないといつてよいであろう。

他方、世帯ベースの接近にも問題がある。所得形成の面からみれば、一世帯が複数の有業者を持つという複雑な面があるし、所得を生活の原資と考える立場からみた場合にも、世帯人員の変化をどう取扱うかなどの問題がある。また、世帯ベースといつても、それを家政 (housekeeping) ベースで考えるか、家族 (family) ベースで考えるかという問題もある。<sup>(4)</sup> わが国も含めた先進国では両者の違いはそれほど大きくないが、発展途上国では両者の違いは所得分布の分析においては大きな問題を投げかける可能性が強い。

いずれのベースによるにしても、所得分布の分析に使用するにはデータに欠点があるが、われわれが現時点で分析に使用しうるデータとしては上記のものが主要なものである。

これらの基礎統計をどのように組合せて分布統計を作成していくのか、そのためには各データの内容を検討しなければならない。

#### (1) 所得 (消費) の分布統計

まず第1には、どれだけ標本数が採られているかということである。「国勢調査」には所得・消費に関する項目はないが、全人口を把握する統計として最も基礎となるべき統計であるし、また国勢調査で用いられている社会経済分類は、分布統計ガイド・ラインが示している社会経済的地位の分類に最

---

(4) United Nations, *op. cit.*, 第3章

も近似しており、社会経済的地位を表章する表では国勢調査を必ず基本とすべきであろう。また、「就業構造基本調査」は2つの点で重要な情報をもたらすものと考えられる。第1にこの調査は職業別の世帯分布を知りうること、第2の特色は、現金収入に関する調査であり、総合的な所得分布の状況を与えてくれる。それ故にこのデータを利用した研究も少ない。ただ、この調査の収入項目の調査については疑問が提出されているし、職業分類も国勢調査の分類とはやや違っている。

第2の側面として、統計を構成している所得に関する計数がどのようにして調査されたかということである。家計ないしは家族が、年間所得を正確に答えることは相当の困難性を伴う。その場合、家計簿記入方式によって収支バランスをチェックする方法が望ましく、勤労者世帯についての「家計調査」、  
「全国消費実態調査」、農家についての「農家経済調査」が浮かびあがる。

この両職業グループ以外の職業グループとして「家計調査」で「一般世帯」といわれている世帯がある。非農業個人業主世帯と無業世帯がこれであるが、これらの世帯についてはアンケート方式による年間収入データが存在するにすぎない。一方、「全国消費実態調査」は9～11月の月収をこれら世帯グループについて調査している。この情報は詳細な分析を進めるうえで重要なものであるが、調査期間が3年毎のわずか3ヵ月であり、しかも賞与などの臨時所得を考えない時期に限定されているという欠点がある。

また、これら世帯を対象とした租税統計があるが、その信頼性に若干の問題があること（特に申告所得分について）、および免税点以下の分布がわからないという制約がある。

さらに、無視できない世帯として「単身世帯」がある。「全国消費実態調査」には、単身世帯のうち勤労者世帯に属するものの情報があるので、これを利用して若干の分析を進めうる。しかし、単身世帯は上記の「一般世帯」にも存在しているものであり、勤労者世帯だけでは充分ではない。「就業構造基本調査」には、職業別、普通・単身別の所得分布データが与えられている

が、すべての調査年（3年毎）において与えられてはいない。

更に考えておかねばならない問題は、われわれが把えうる「所得」がどのような所得形成の段階のものであるかということである。上記諸統計から「所得」データを得て、過去において行れた多くの分析例をみると、その多くは、可処分所得に租税を加算した額（家計調査の定義による実収入）が用いられていた。この指標は多くの統計で共通に利用できる点では便利な概念であるが、家計における所得・消費・蓄積という所得の流れという視点から見ると、この実収入は、家計が生産活動によって入手する第1次所得と、消費活動のための所得（可処分所得）の中間概念といえよう。

農家世帯の所得分布を考える場合に、まず問題になるのは農家所得の算定の難かしきである。農家所得は、(i)農業所得（自家労働に対する報酬、自家保有地代を含む）と(ii)農外所得とからなる。ここで特に問題となるのは農業所得である。農業所得の算定にあたって留意しなければならないのは、第1に自家消費農産物の評価であり、第2は減価償却費の評価である。「農家経済調査」が行っている付加減価償却の考え方および評価には疑問があるといわざるをえない。

## (2) 蓄積の分布統計

その重要性にもかかわらず、蓄積（富）の分布に関する研究が少ないことの大きな原因は、資産分布のためのデータが少ないことにある。

富の分布は、金融資産と実物資産とに分けられる。金融資産保有量の分布は主としてサーベイ・データからえられるが、わが国の家計金融資産に関するデータは、種々の問題を含みながらもまがりなりにも時系列として利用するものがいくつかあるという点では幸いである。前述の、消費実態調査、貯蓄動向調査、農家経済調査のほかに、消費動向予測調査（経済企画庁）、貯蓄に関する世論調査（日本銀行）がある。

実物資産についてのデータには、消費実態調査（耐久消費財のみ）、農家経済調査の他に、国富調査（経済企画庁）、住宅統計調査（総理府統計局）があ

るだけである。農家世帯については「農家経済調査」が、土地、農業用固定資本、家計用住宅も含めて、資産についての情報を与える。これに対して非農家世帯に関する計数は非常に限定されたものしかない。大規模な資産データである「国富調査」は、1950年から5年毎に実施されたが、家計用実物資産に関する調査は1955年と1970年の2回しか行われておらず、国富調査そのものも1970年以降は実施されていない。その場合、土地の調査は除外されており、住宅と主要な家計資産についての金額調査が行われている。家計用住宅については、むしろ「住宅統計調査」の方がより重要な情報を与えるし、土地についてはSNAのストック勘定に依拠する方がベターであろう。

以上の分布統計作成の基礎となるべき関連統計を、標本数、調査範囲などから判断すると、国勢調査、全国消費実態調査、就業構造基本調査、申告所得税の実態、農家経済調査、国富調査が特に有用な統計として浮びあがってくるであろう。<sup>(5)</sup>

#### 4. 分布統計の表章形式

国連のガイド・ラインでは、SNAの所得支出勘定と資本調達勘定に対応する項目として、所得、消費、蓄積をあげており、所得・消費、蓄積にわけて作成さるべき優先順位をつけている。<sup>(6)</sup>

(1) 所得・消費については、ガイド・ラインでは分布統計の開発にあたって、所得分布に関する表に第1の優先順位を与えている。これは、分布統計がSNAの所得分配勘定の補完体系として位置づけられていること、また分配政策の立案上も最も重要であり、わが国における開発にあたって第1優先として考えられるべきである。前節で検討したわが国の基礎統計の現状と、

(5) 拙稿「所得と富の分配分析と統計」、ESP、4巻2号、1975年に概説が示してある。

(6) United Nations, *op. cit.*, 第1章

国連がガイド・ラインで提示した表章項目とを考えると、わが国でも、表3に示す総括表（ガイド・ライン、付録表2・3）を総額および一家計当たり平均取引額について、第1に開発することが適当であろう。

ガイド・ラインはこの表を、「分布統計と国民経済計算とのつながりを示すとともに、所得の形成および処分の主要な各段階における、広範な社会経済集団の状況を要約すること」を意図するものとして、最も高い優先度をこの表につけたのである。

次に優先すべきものとして、ガイド・ラインは消費支出に関する表を考慮し、特に現金・現物に関する家計最終消費支出をあげている。次いで、住民の総合消費支出をあげているが、この項目は開発が困難であり、わが国の当面の開発目標からは除外すべきである。

(2) 蓄積の各項目の中でガイド・ラインが特に重要としているのは、家計貯蓄である。また、自営業主世帯の貯蓄、借入れ、その用途について重要だとしている。ガイド・ラインでは基礎データの関係から推計は困難であろうとしているが、わが国では前節で述べたようにデータの収集が体系的に行われており、他の国にくらべれば比較的容易に作成できると思われる。しかし、蓄積に関する優先度は、所得・消費に次ぐものであろう。

(3) 以上のガイド・ラインの優先順位を考慮しながら、わが国における分布統計の表章形式を考えると、表3に示した総括表の形式をわが国の基礎統計の表章形式に適合するようにモディファイした表とした方が、より適用可能性が高いであろう。表4にその一つの例を示す。社会経済的地位を職業で分類してある。そして、同様の表を、職業分類にかえて、収入階級別の表も重要であろう。ガイド・ラインは所得規模集団を10分位に分けているが、わが国でも9～10分位の分割が政策上も必要となるであろう。

表3 広範な社会経済集団の取引総額

| 取引項目                                       | 家長の社会経済的地位 |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
|--|------------|-----|-------------|-----|-------|-------------|------------|-----|------------|------------|
|  | 合計         | 農 業 |             |     | 非 農 業 |             |            |     | 経済上非活動     |            |
|  |            | 雇 主 | 自己勘定<br>作業者 | 雇用者 | 雇 主   | 自己勘定<br>作業者 | 非軍事<br>雇用者 | 軍 人 | 家計内<br>生活者 | 施設内<br>生活者 |
| (1)  | (2)        | (3) | (4)         | (5) | (6)   | (7)         | (8)        | (9) | (10)       |            |
| 家計の数                                       |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 1家計当たり平均人数<br>(内訳)                         |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 大人の平均人数                                    |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 小人の平均人数                                    |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 1. 第1次所得受取                                 |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 2. (加) 財産所得受取り                             |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 3. (加) 経常移転受取り                             |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 4. (計) 総合家計所得                              |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 5. (減) 直接税支払い,<br>および社会保障・<br>年金基金負担       |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 6. (計) 総合利用可能家<br>計所得                      |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 7. (減) 最終消費支出お<br>よび消費者負債<br>利子支払い         |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 8. (減) その他の経常移<br>転支払い                     |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 9. (計) 粗貯蓄                                 |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 10. (加) 資本移転受取り, 純                         |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 11. (減) 粗資本形成                              |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 12. (計) 債権純増<br>(追加)                       |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 13. 政府, 非営利団体, 産<br>業からの家計所得およ<br>び消費への補てん |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |
| 14. 住民総合消費                                 |            |     |             |     |       |             |            |     |            |            |

(表側項目の集計額)



表4 総括表 (職業)

| 所得・支出項目    |                     | 職 業          |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
|------------|---------------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|-----------------------|-------------------|-----------------|-------------------|----------|
|            |                     | 合 計<br>(全世帯) | ①<br>常 用<br>労務者 | ②<br>臨 時<br>日 雇 | ③<br>時 間<br>職 員 | ④<br>公 務<br>職 員 | ⑤<br>商 人<br>職 員 | ⑥<br>農 林<br>自 営 業 主 | ⑦<br>非 農 林<br>自 営 業 主 | ⑧<br>法 人<br>経 営 者 | ⑨<br>自 由<br>業 者 | ⑩<br>そ の 他<br>職 業 | ⑪<br>無 職 |
| 世帯数<br>関連  | 世帯数<br>全世帯に占める割合    |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
|            | 平均世帯人員<br>平均有業人員    |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
| 所得<br>関連   | 1. 雇 用 者 所 得        |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
|            | 2. 営 業 余 剰          |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
| 支 出<br>関 連 | 3. 財 産 所 得          |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
|            | 4. 社 会 保 険 給 付      |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
| 支 出<br>関 連 | 5. そ の 他 の 経 常 移 転  |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
|            | 受 取                 |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
| 支 出<br>関 連 | 6. 最 終 消 費 支 出      |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
|            | 7. 財 産 所 得          |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
| 支 出<br>関 連 | 8. 直 接 税            |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
|            | 9. 社 会 保 険 負 担      |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
| 支 出<br>関 連 | 10. そ の 他 の 経 常 移 転 |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
|            | 11. 貯 蓄             |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |
| 支 払        |                     |              |                 |                 |                 |                 |                 |                     |                       |                   |                 |                   |          |

### む す び

SNA の補完体系としての所得・消費・蓄積に関する分布統計の、わが国における研究はようやく始まったところである。国民経済計算の担当官庁である経済企画庁も、SNA 本体の整備作業に伴って、昭和55年度から分布統計の推計作業に着手をしたが、まだ十分な成果をえたとはいえない。

本稿では、基礎データの相互チェックや推計手順については紙数の関係から触れることが出来なかった。分布統計作成の最も基本となるこの作業は、時と人を必要とするものであるが、分布統計の持つ意義の重要性にかんがみ、更に検討を進めることとしたい。

(7) 三井情報開発株式会社総合研究所『分布統計の開発整備に関する調査』経済企画庁昭和55年度委託調査報告書、昭和56年3月、などがその研究例である。